

## 6 就職活動中のハラスメントについて

就職活動（インターンシップやOB・OG訪問時なども含む）中のハラスメントとして、「オワハラ（就活終われハラスメント）」やセクハラが問題となっています。



**就職活動におけるハラスメントが増加しています！**

### ＜オワハラ事例＞

- ・他の企業の選考や内々定を辞退するように言う、もしくは辞退すれば内々定を出すと言う
- ・採用担当者の目の前で辞退の連絡をするように言う
- ・誓約書（内定承諾書など）の提出を強要する
- ・他の企業の選考に参加できないように、何度も選考などを繰り返す・・・等

### ＜セクハラ事例＞

- ・幹部社員が女子学生に対し、採用の見返りに不適切な関係を迫り、その後もメールやLINEで連絡を取り関係を迫った。これを女子学生が断ると、「うちの会社には絶対入社させない」とし実際に不採用とした
- ・「つきあっている男性はいるか」「結婚や出産後も働きたいか」といった内容を女子学生にだけ質問した・・・等

このような行為は、学生の職業選択の自由を妨げる行為や人権侵害を受けたと考える行為として法的違法性を孕む可能性があり、厚生労働省は企業に対して注意を促しています。ハラスメント行為を受けたと思われる場合は、下記に相談しましょう。



**ここに相談！**

・学校のキャリアセンター

＜オワハラに関する相談＞

・東京新卒応援ハローワーク Tel:03-5339-8609

・八王子新卒応援ハローワーク Tel:042-631-9505

＜セクハラに関する相談＞

・東京労働局 雇用環境・均等部 Tel:03-3512-1611